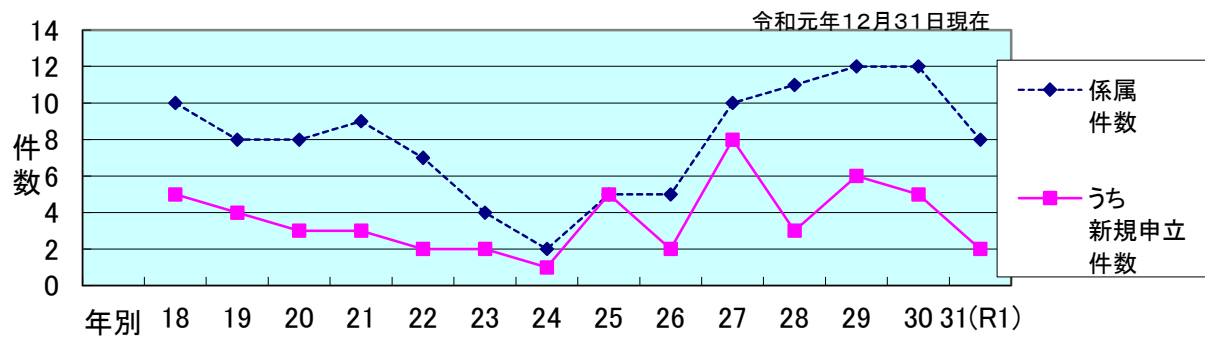


(第11表) 不当労働行為事件取扱件数の推移



(第12表) 不当労働行為事件取扱状況

令和元年12月31日現在

状 況		29	30	31(R1)	
係 属 状 況	前年からの繰越		6	7	6
	新規申立		6	5	2
	計		12	12	8
	申 立 人	組 合	6	4	1
		個 人		1	1
		組合・個人			
	新 規 申 立 号	該	1		
		2	3	1	1
		3	1	1	
		4			
		1・2			
		1・3		1	1
		1・4			
		2・3	1	1	
		2・4			
		1・2・3	1	1	
1・2・3・4					
企 業 規 模	49人以下	4	1	1	
	50人～99人		1	1	
	100人～499人	1	2		
	500人～999人	1			
	1,000人以上		1		
終 結 状 況	移 送				
	取 下			2	2
	和 解	関 与	4	4	1
		無 関 与	1		
		小 計	5	4	1
	命 令 決 定	全 部 救 済			
		一 部 救 済			
		棄 却			
却 下				1	
小 計				1	
終 結 計		5	6	4	
次 年 へ 繰 越		7	6	4	
終結事件平均処理日数		440.4日	477.3日	494.3日	

(第13表) 不当労働行為事件一覧表

令和元年12月31日現在

事件番号	業種	組合員数	該当事項	請求する救済の内容	申立年月日	終結年月日	所要日数	調査回数	審問回数	証人	担当委員 ◎審査委員長 ○審査委員 △参与委員	終結状況
		従業員数										
29 4	サービス業	600 (1)	2	団体交渉応諾 謝罪文の提出、掲示及び新聞への掲載	H29.7.11	H31.4.17	646	6	-	-	○板垣 △金森 △野呂	取下げ
		1										
29 6	医療、福祉	700 (1)	1 2 3	懲戒解雇処分の撤回 団体交渉応諾及び誠実団体交渉 謝罪文の提出、掲示及び新聞への掲載	H29.11.15	-	-	8	-	-	○三浦 △浅野 △別所 (△伊藤)	係属中
		約360										
30 1	サービス業	700 (1)	2	団体交渉応諾 謝罪文の提出、掲示及び新聞への掲載	H30.1.18	R1.9.18	609	11	-	-	○前嶋 △吉川 △高林	関与 和解
		180										
30 2	製造業	個人申立	1 3	降格減給処分及び懲戒解雇の撤回並びに原職復帰バックペイ等 団体交渉応諾及び誠実団体交渉 謝罪文の手交及び掲示、ホームページへの掲載	H30.3.20	H31.3.22	368	2	-	-	○吉田 (○藤本) △石川 (△藤井) △野呂 (△伊藤)	却下
		86										
30 3	運輸業、郵便業	700 (110)	2 3	脱退勧奨その他支配介入の禁止 組合費減収分の損害補償 謝罪文の提出及び掲示	H30.4.6	H31.3.25	354	2	-	-	○板垣 △浅野 △横山	取下げ
		300										
30 4	建設業	700 (3)	1 2 3	一時金支給 団体交渉応諾 謝罪文の提出、掲示及び新聞への掲載	H30.11.2	-	-	4	-	-	○向山 △金森 △野呂	係属中
		2										
元 1	運搬業、郵便業	65 (1)	2	団体交渉応諾 謝罪文の提出及び掲示	R1.10.28	-	-	-	-	-	○板垣 △石川 △村田	係属中
		29										
元 2	製造業	個人申立	1 3	謝罪文の手交及び謝罪広告の掲載	R1.11.18	-	-	-	-	-	○吉田 △石川 △野呂	係属中
		86										

※ 該当事項1、2、3、4は、それぞれ次のとおり。

1: 不利益取扱い(労働組合法第7条第1号)

2: 団体交渉拒否(労働組合法第7条第2号)

3: 支配介入(労働組合法第7条第3号)

4: 報復的不利益取扱い(労働組合法第7条第4号)